

概要版

福岡県障がい者福祉計画（案）

（第 6 期：令和 6 年度～令和 8 年度）

福岡県障がい児福祉計画（案）

（第 3 期：令和 6 年度～令和 8 年度）

**福岡県障がい者福祉計画（第6期）・
福岡県障がい児福祉計画（第3期）の概要**

第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画の位置付け P1

根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第89条・児童福祉法第33条の22

目的：市町村において策定される障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい者及び障がい児の福祉サービスの提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画を定めるもの。

2 計画の期間 P1

3年間（令和6年度～令和8年度）

3 計画の対象者 P1

・障害者総合支援法第4条第1項に規定される「障害者」（以下「障がいのある人」といいます。）及び児童福祉法第4条第2項に規定される「障害児」（以下、障がいのある児童）といいます。（「器質性精神障がい」として高次脳機能障がいも対象となっています。）

4 計画の基本的な考え方 P2

- この計画は、共生社会を実現するため、障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」といいます。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。
- 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」といいます。）並びに障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援（以下「障がい児通所支援等」といいます。）の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる点に配慮して、目標等を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

- ① 県内で必要とされる訪問系サービスの保障
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいいます。以下同じです。）の充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを受けられる体制の整備を進めます。
- ② 障がいのある人等で希望する人への日中活動系サービスの保障
障がいのある人等で希望する人に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。以下同じです。）を受けられる体制の整備を進めます。
- ③ **グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実**
グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを受けられる体制の整備を進めます。さらに、地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともにコーディネーターを配

置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実が図れるよう支援します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業、就労継続支援事業及び就労定着支援事業の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人及び難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズの把握に努めるとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備に努めます。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者及びその家族に対する支援を行います。

(2) 相談支援の提供体制の確保

① 相談支援体制の充実・強化

市町村における基幹相談支援センターの設置の促進及び機能の充実・強化に向けた広域的な支援に取り組みます。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある人等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

③ 発達障がいのある人等に対する支援

I 相談支援体制等の充実

福岡、北九州、筑豊、筑後の県内4地域にそれぞれ設置している発達障がい者支援センターを各地域における支援の拠点とし、発達障がいのある人及び発達障がいのある児童の支援の充実を図るとともに、発達障がい者地域支援マネージャーを活用した関係機関の連携強化を図ります。

II 家族等への支援体制の確保

各市町村において、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施者を地域で計画的に養成し、発達障がいのある人等及びその家族等に対する支援体制を構築します。

④ 協議会の活性化

関係機関、関係団体、障がいのある人等及びその家族、障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を設置しております。協議会の運営については、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた地域の支援体制の整備を図る等取組の活性化に努めます。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

① 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がいのある児童及びその家族に対する支援について、地域における支援体制を整備します。児童発達支援センターを地域の障がいのある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障がい児通所支援の体制整備に努めます。

さらに、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、支援に携わる市町村、児童相談所、障がい児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整のための「協議の場」を設けて移行調整を進めます。

- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。
難聴児の支援に当たっても、特別支援学校（聴覚障がい）や当事者団体等と協働した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置等を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。
- ④ 特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の整備
- I 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。福岡県医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築するとともに、コーディネーターを配置し医療的ケア児及びその家族を支援します。
- II 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童に対する支援体制の充実
強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、地域における支援ニーズの把握に努めるとともに、課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等に努め、地域の関係機関と連携しながら支援体制の整備を図ります。
- III 虐待を受けた障がいのある児童等に対する支援体制の整備
虐待を受けた障がいのある児童等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がいのある児童の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保
障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。なお、児童発達支援センターには、発達支援に関する入り口としての相談機能を果たすことが求められていることから、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築が図れるよう支援します。

5 障がい福祉圏域 P9

圏域名	市町村
福岡・糸島	福岡市、糸島市
粕屋	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
宗像	宗像市、福津市
筑紫	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
甘木・朝倉	朝倉市、筑前町、東峰村
久留米	久留米市、小郡市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町
八女・筑後	八女市、筑後市、広川町
有明	大牟田市、柳川市、みやま市
飯塚	飯塚市、嘉麻市、桂川町
直方・鞍手	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
田川	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村
北九州	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
京築	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

6 区域の設定 P11

指定障がい福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域は、次のとおりとします。

- ・障がい福祉サービス等

障がい福祉サービス等	区域	区域数
訪問系サービス、短期入所、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、相談支援	市町村	60
日中活動系サービス（短期入所除く）	障がい保健福祉圏域	13
施設入所支援	県全体	1

- ④ 変
- ・障がい児通所支援：市町村
 - ・障がい児入所支援：県全体

第2節 障がいのある人の状況

1 障がいのある人の数の推移 P13

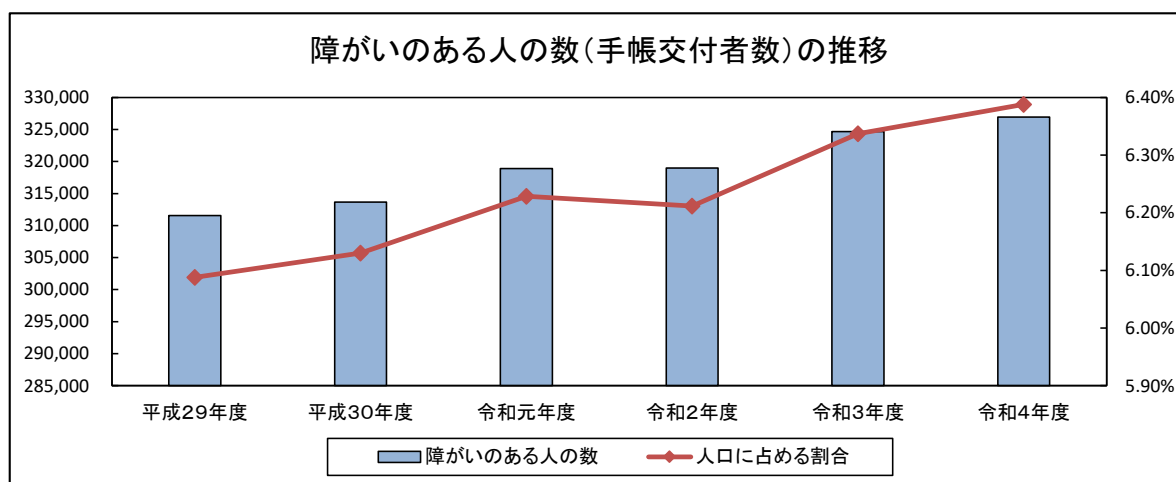
本県の令和5年3月末における身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人（手帳交付者数）は326,922人となっています。これを平成29年度の311,538人と比較すると、4.9%増加しています。障がい種別に見ると、身体障がいが全体の62.6%を占め、知的障がい17.4%、精神障がい20.0%となっています。

〔障がいのある人の数〕

	身体	知的	精神	合計
令和4年度 (構成比)	204,665 (62.6%)	56,852 (17.4%)	65,405 (20.0%)	326,922 (100.0%)
平成29年度 (構成比)	220,442 (70.8%)	48,200 (15.5%)	42,896 (13.8%)	311,538 (100.0%)
増加率	▲7.2%	18.0%	52.5%	4.9%

* 「身体」は身体障害者手帳交付者数、「知的」は療育手帳交付者数、「精神」は精神障害者保健福祉手帳交付者数

	H29	H30	R元	R2	R3	R4
障がいのある人の数	311,538	313,666	318,875	318,983	324,662	326,922
対前年度伸び率	1.61%	0.68%	1.66%	0.03%	1.78%	0.70%
人口	5,117,115	5,116,736	5,119,458	5,135,214	5,123,371	5,117,967
人口に占める割合	6.09%	6.13%	6.23%	6.21%	6.34%	6.39%



第3節 障がいのある人の雇用、特別支援学校卒業者の進路状況

1 障がいのある人の雇用状況 P20

全国及び本県の障がい者雇用の状況は、12月に公表される予定です。

2 特別支援学校卒業者の進路状況 P21

令和5年3月末における特別支援学校卒業者の進路状況については、中学部卒業者の98.3%が高等部へ進学し、高等部卒業者の35.7%が就職しています。

第4節 福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい者福祉計画（第2期）の進捗状況

1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の利用状況 P22

令和3年度及び令和4年度の障がい福祉サービス等の利用状況は、次のとおりです。

【県全域】

(1か月当たり)

サービス種別		単位	令和3年度		②/①	令和4年度		④/③	令和5年度
			①見込み	②実績		③見込み	④実績		見込み
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援	時間	285,880	308,159	107.8%	296,975	321,456	108.2%	308,285
		人	11,656	11,149	95.7%	12,041	11,446	95.1%	12,437
日中活動系	生活介護	人日	252,967	256,928	101.6%	257,723	266,440	103.4%	262,407
		人	12,995	12,797	98.5%	13,211	13,044	98.7%	13,428
	自立訓練(機能訓練)	人日	2,466	1,400	56.8%	2,575	1,864	72.4%	2,662
		人	159	97	61.0%	163	131	80.4%	166
	自立訓練(生活訓練)	人日	13,867	14,748	106.4%	14,293	13,737	96.1%	14,763
		人	866	904	104.4%	900	891	99.0%	939
	就労移行支援	人日	38,705	36,577	94.5%	40,144	37,067	92.3%	41,653
		人	2,361	1,991	84.3%	2,440	1,991	81.6%	2,523
	就労継続支援(A型)	人日	105,552	115,033	109.0%	111,135	127,303	114.5%	117,049
		人	5,386	5,577	103.5%	5,677	6,091	107.3%	5,987
	就労継続支援(B型)	人日	211,663	236,666	111.8%	222,858	271,568	121.9%	234,533
		人	12,357	13,097	106.0%	13,065	14,333	109.7%	13,804
	就労定着支援	人	877	709	80.8%	1,054	753	71.4%	1,261
	療養介護	人	1,170	1,140	97.4%	1,189	1,148	96.6%	1,207
福祉型短期入所	人日	14,705	12,119	82.4%	15,497	15,452	99.7%	16,366	
	人	2,613	1,652	63.2%	2,755	2,185	79.3%	2,912	
医療型短期入所	人日	2,414	1,567	64.9%	2,621	1,549	59.1%	2,836	
	人	469	270	57.6%	512	287	56.1%	562	
居住系	自立生活援助	人	106	66	62.3%	135	63	46.7%	164
	共同生活援助	人	6,681	7,212	107.9%	7,131	7,999	112.2%	7,598
	施設入所支援	人	6,355	6,225	98.0%	6,319	6,176	97.7%	6,270
相談支援	地域移行支援	人	156	50	32.1%	185	52	28.1%	217
	地域定着支援	人	253	111	43.9%	312	130	41.7%	381
	計画相談支援	人	50,869	43,008	84.5%	53,318	44,315	83.1%	55,864
障がい児通所支援	児童発達支援	人日	46,944	57,631	122.8%	50,219	67,978	135.4%	53,743
		人	5,096	6,035	118.4%	5,491	7,057	128.5%	5,917
	医療型児童発達支援	人日	724	430	59.4%	765	381	49.8%	813
		人	96	61	63.5%	104	60	57.7%	113
	放課後等デイサービス	人日	179,423	191,325	106.6%	195,696	229,244	117.1%	212,324
		人	12,602	13,384	106.2%	13,703	15,720	114.7%	14,833
	保育所等訪問支援	人日	703	726	103.3%	783	1,516	193.6%	854
人		443	402	90.7%	485	882	181.9%	528	
居宅訪問型児童発達支援	人日	332	59	17.8%	403	60	14.9%	455	
	人	82	19	23.2%	94	15	16.0%	103	
障がい児入所支援	福祉型児童入所支援	人	277	266	96.0%	271	245	90.4%	265
	医療型児童入所支援	人	158	155	98.1%	156	151	96.8%	154
障がい児相談支援		人	18,355	20,007	109.0%	20,246	31,706	156.6%	22,194

- ・「時間」：月間のサービス提供時間
- ・「人日」：月間の利用人員（実人数）×1人1月当たりの平均利用日数
- ・「人」：月間の利用人員（実人数）

※相談支援については、一年間の数字です。

2 数値目標の進捗状況 P24

進捗状況については、次のとおりです。

「福岡県障がい者福祉計画(第5期)・福岡県障がい児福祉計画(第2期)」に係る数値目標(見込み量)について

項目		第5期計画の数値目標等(令和5年度)	令和4年度	
			実績	進捗率
地域移行	【福祉施設の入所者の地域生活への移行者数】 (数値目標の考え方)入所者数6,586人(基準時点 R元年度末)の6% (実績)R3~R4年度末までの累計	396人	165人	41.7%
	【施設入所者数の削減数】 (数値目標の考え方)入所者数6,586人(基準時点 R元年度末)の1.6% (実績)基準時点~R4年度末までの累計	106人	201人	189.6%
	【入院後3か月時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	69%	61%	88.1%
	【入院後6か月時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	86%	78%	90.6%
	【入院後1年時点の精神障がいのある人の退院率】 (実績)R元年度のもの	92%	85%	92.6%
	【在院期間が1年以上の精神障がいのある人の長期入院患者数】	9,489人	10,310人	108.7%
	【精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 (実績)R元年度のもの	316日以上	318.1日	100.7%
	【精神障がいのある人による地域移行支援のサービス利用者数】	172人	65人	37.8%
	【精神障がいのある人による地域定着支援のサービス利用者数】	265人	83人	31.3%
	【精神障がいのある人による共同生活援助のサービス利用者数】	2,847人	4,169人	146.4%
	【精神障がいのある人による自立生活援助のサービス利用者数】	111人	247人	222.5%
一般就労への移行	【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】 (数値目標の考え方)R5年度の年間一般就労者数 R元年度の1.27倍以上	1,305人	1,109人	85.0%
	【就労移行支援事業の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.30倍以上	944人	689人	73.0%
	【就労継続支援A型事業所の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.26倍以上	218人	211人	96.8%
	【就労継続支援B型事業所の一般就労数】 (数値目標の考え方)R元年度の1.23倍以上	123人	134人	108.9%
	【就労定着支援事業の利用者数】	70.0%	43.2%	61.7%
	【就労定着支援事業による職場定着率】 (数値目標の考え方)就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	70.0%	71.2%	101.7%
	【就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数】(見込み量)	1,285人	1,034人	80.5%
	【障がいのある人に対する職業訓練の受講者数】(見込み量)	120人	71人	59.2%
	【福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数】(見込み量)	353人	78人	22.1%
	【福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数】(見込み量)	200人	151人	75.5%
障がい児支援の提供体制の整備	【児童発達支援センター】 (目標の考え方)各市町村に整備する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	38市町村	63.3%
	【保育所訪問支援を利用できる体制】 (目標の考え方)全ての市町村において構築する	60市町村	48市町村	80.0%
	【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	39市町村	65.0%
	【主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	38市町村	63.3%
	【難聴児支援のための中核的機能を有する体制】 (目標の考え方)県において確保する	有	有	
	【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場】 (目標の考え方)県及び各市町村に設置する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)			
	県	設置	設置	—
	市町村	60市町村	32市町村	53.3%
	【医療的ケア児等に関するコーディネーター】 (目標の考え方)県及び各市町村に設置する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)			
	県	設置	設置	—
市町村	60市町村	32市町村	53.3%	

項目		第5期計画の数値目標等 (令和5年度)	令和4年度	
			実績	進捗率
発達障がいに対する支援のある人等	【発達障がい者支援地域協議会の開催回数】(見込み量)	1回	1回	100.0%
	【発達障がい者支援センターによる相談件数】(見込み量)	7,240件	4,598件	63.5%
	【発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数】(見込み量)	345件	156件	45.2%
	【発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数】(見込み量)	360件	288件	80.0%
	【ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数】(見込み量)	30人	10人	33.3%
	【ピアサポートの活動への参加人数】(見込み量)	450人	456人	101.3%
地域生活支援	【専門性の高い相談支援事業】(見込み数)			
	(1)発達障がい者支援センター運営事業	4か所	4か所	100.0%
	(2)高次脳機能障がい及びその関連障がいにに対する支援普及事業	4か所	4か所	100.0%
	(3)障がい児等療育支援事業	13か所	13か所	100.0%
	(4)障害者就業・生活支援センター事業	13か所	13か所	100.0%
	【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業】(見込み量)			
	(1)手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
	手話通訳者	5人	6人	120.0%
	要約筆記者	5人	1人	20.0%
	(2)盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	19人	11人	57.9%
	(3)失語症者意思疎通支援者養成研修事業	15人	8人	53.3%
	【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業】(見込み量)			
	(1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
	手話通訳者	750人	1,198人	159.7%
	要約筆記者	120人	104人	86.7%
	(2)盲ろう者通訳・介助員派遣事業	410人	418人	102.0%
	(3)失語症者意思疎通支援者派遣事業	180人	6人	3.3%
【意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業】(見込み量)				
(1)当該事業の実施の有無	有	有	—	
【広域的な支援事業】(見込み量)				
(1)都道府県相談支援体制整備事業	7か所	7か所	100.0%	
(2)発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業	1か所	1か所	100.0%	
その他	【地域生活支援拠点等の整備】 (目標の考え方)各市町村に確保する(障がい保健福祉圏域における共同整備も可)	60市町村	48市町村	80.0%
	【県内の就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額】	20,000円以上	1月公表	—

3 障がい福祉サービス事業所等の指定状況 P27

障がい福祉サービス事業所等及び一般相談支援事業所の指定並びに障がい児通所支援事業所等の指定は、事業所が所在する都道府県等が基準を審査した上で行います。(北九州市及び福岡市に所在する事業所の指定は各市が、久留米市に所在する障がい福祉サービス事業所及び一般相談支援事業所の指定は久留米市が行います。)

特定相談支援事業所の指定は、事業所が所在する各市町村が行います。

[障がい福祉サービス事業者の指定数] (R5.4.1 現在)

県域	北九州市	福岡市	久留米市	合計
4,353	1,629	2,306	611	8,899

第2章 各論

第1節 地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 P29

障がいのある人たちが地域において自立した日常生活又は社会生活を営むため、福祉施設入所から地域生活（グループホームや一般住宅等）への移行を進めていきます。

【目標】

項目	R4年度末現在	R8年度末目標
施設入所者数	6,385人	6,065人

- ⑤・国の基本指針を踏まえ、R8年度末の施設入所者数をR4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

【目標】

項目	R3・R4年度実績	R6～R8年度目標
地域生活への移行者数	165人	384人

・国の基本指針を踏まえ、R6～R8年度にR4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。

2 指定障がい者支援施設の必要入所定員総数 P32

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、施設入所や入院している障がいのある人の地域生活への移行を進めていきます。

【目標】

実績				目標値		
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
6,982人	6,914人	6,910人	6,910人	6,886人	6,862人	6,838人

*実績は4月1日時点の定員数

- ⑤・令和8年度末の必要入所定員総数を、令和2年度からの実績を踏まえて削減した人数とする。

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 P32

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

【目標】

項目	実績	国の指針	R8年度目標
(1) 入院後3か月時点の退院率	60.8%(R1)	68.9%以上	69.0%以上
(2) 入院後6か月時点の退院率	77.9%(R1)	84.5%以上	86.0%以上
(3) 入院後1年時点の退院率	85.2%(R1)	91.0%以上	92.0%以上
② (4) 在院期間が1年以上の長期入院患者数	10,310人(R4)	別表第四の一のとおり	10,012人
② (5) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	318.1日(R1)	325.3日以上	325.3日以上

・現状及び国の基本指針を踏まえた数値とする。

4 福祉施設から一般就労への移行等 P37

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます。）の促進や労働関係機関との連携を通じて、障がいのある人の一般就労への移行を積極的に進めるよう取り組んでいきます。

離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障がい者雇用全体についての取組みを併せて進めていきます。

【目標】

項目	R3年度実績	R4年度実績 (参考)	R8年度目標
(1) 年間一般就労移行者数	765人	1,109人	1,389人
(2) 就労移行支援事業による年間一般就労移行者数	431人	689人	734人
(3) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数	—	—	50.0%
(4) 就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数	171人	211人	263人
(5) 就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数	92人	134人	182人
(6) 就労定着支援事業の利用者数	744人	786人	1,050人
(7) 就労定着率7割以上の事業所	—	—	25.0%

・国の基本指針を踏まえた数値とする。

- ② (1) 福祉施設から一般就労への移行者数をR3年度実績の1.28倍以上
 ② (2) 就労移行支援事業により一般就労へ移行する者の数をR3年度実績の1.31倍以上

- ① (3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
- ② (4) 就労継続支援A型事業により一般就労へ移行する者の数をR3年度実績の1.29倍以上
- ③ (5) 就労継続支援B型事業により一般就労へ移行する者の数をR3年度実績の1.28倍以上
- ④ (6) 就労定着支援の利用者については、R3年度実績の1.41倍以上
- ⑤ (7) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

第2節 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策 P44

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図りながら、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

【目標】

- (1) R8年度末までに児童発達支援センターを各市町村（障がい保健福祉圏域における共同整備も可）に整備する。
- ② (2) R8年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- (3) R8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村（障がい保健福祉圏域における共同整備も可）に確保する。
- (4) R8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村（障がい保健福祉圏域における共同整備も可）に確保する。
- ③ (5) 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。
- ④ (6) R8年度末までに難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。
- (7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を県及び市町村に設置する（障がい福祉圏域における協働整備も可）
- (8) 医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町村に配置する（障がい保健福祉圏域における共同整備も可）
- ⑤ (9) R8年度末までに障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を県及び政令市に設置する。

第3節 地域生活支援の充実 P52

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等へ移行しやすくするための体制を、地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えることを目的として、各市町村（障がい保健福祉圏域における共同整備も可）において地域生活支援拠点等の整備を進めています。

【目標】

- ⑥ (1) R8年度末までに各市町村（複数市町村による共同整備を含む）に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築し、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- ⑦ (2) R8年度末までに強度行動障がいのある人に関して、各市町村においてその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

第4節 障がい福祉サービス等の見込量と確保策 P54

障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を営むために、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が受けることができるよう、計画期間中に必要であると見込まれる障がい福祉サービス等の量及びその見込量の確保のための方策を定め、障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に整備していきます。

障がい福祉サービス等の必要見込量については、次頁のとおりです。

【障がい福祉サービスの必要見込量】

(1) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス

サービス種別(新体系)		単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
			実績	必要見込量	必要見込量	必要見込量
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援	時間	321,456	355,021	375,089	397,180
		人	11,446	12,251	12,654	13,086
日中活動系	生活介護	人日	266,440	262,786	267,914	272,573
		人	13,044	13,542	13,780	13,996
	自立訓練(機能訓練)	人日	1,864	2,596	2,756	2,839
		人	131	159	170	174
	自立訓練(生活訓練)	人日	13,737	16,753	17,921	19,238
		人	891	1,089	1,182	1,282
	新 就労選択支援	人日	-	-	5,084	9,204
		人	-	-	811	1,131
	就労移行支援	人日	37,067	40,797	42,273	43,605
		人	1,991	2,297	2,344	2,422
	就労継続支援(A型)	人日	127,303	129,150	136,489	143,769
		人	6,091	7,870	8,331	8,772
	就労継続支援(B型)	人日	271,568	279,672	298,616	317,187
		人	14,333	15,954	17,004	18,022
就労定着支援	人	753	945	1,036	1,151	
療養介護	人	1,148	1,174	1,185	1,198	
福祉型短期入所	人日	15,452	15,019	16,071	17,207	
	人	2,185	2,495	2,667	2,854	
医療型短期入所	人日	1,549	1,883	1,940	1,999	
	人	287	369	390	412	
居住系	自立生活援助	人	63	131	152	172
	共同生活援助	人	7,999	9,224	9,965	10,718
	施設入所支援	人	6,176	6,163	6,111	6,054
相談支援	地域移行支援	人	52	202	248	280
	地域定着支援	人	130	246	296	332
	計画相談支援	人	44,315	59,077	65,907	69,338

(2) 児童福祉法に基づく障がい児支援

障がい児通所支援	児童発達支援	人日	67,978	76,883	84,948	93,361
		人	7,057	8,626	9,591	10,627
	放課後等デイサービス	人日	229,244	276,381	309,809	344,873
		人	15,720	19,563	22,039	24,680
	保育所等訪問支援	人日	1,516	2,877	4,632	8,122
		人	882	1,741	2,764	4,829
居宅訪問型児童委発達支援	人日	60	213	282	344	
	人	15	49	57	64	
障がい児入所支援	福祉型児童入所支援	人	245	236	231	227
	医療型児童入所支援	人	151	146	146	147
障がい児相談支援		人	31,706	33,077	37,303	41,963

第5節 発達障がいがある人等に対する支援 P93

発達障がいのある人又は発達障がいのある児童が身近な場所において必要な支援を受けられるよう、福岡、北九州、筑豊、筑後の県内4地域にそれぞれ設置している発達障がい者支援センターを各地域の拠点として、支援の充実を図ります。

- ・ 発達障がい者支援地域協議会の開催
- ・ 発達障がい者支援センターによる相談対応
- ・ 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言
- ・ 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
- ・ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施
- ・ ペアレントメンターの養成
- ・ ピアサポート活動の実施

第6節 指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がい福祉サービス等の質の向上

指定障がい福祉サービス等支援の提供にあたって基本となるのは人材であり、指定障がい福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要です。指定障がい福祉サービス等の事業者、雇用や教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、その取組みを進めます。

1 サービス提供に係る人材の研修 P96

研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成して研修を計画的に実施し、指定障がい福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に取り組みます。

- ① 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の実施

2 指定障がい福祉サービス等支援の質の確保・向上 P99

事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるよう福岡県福祉サービス第三者評価推進機構と連携を図り、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

3 指導監査結果の関係市町村との共有 P100

県が実施する指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果について、必要に応じて随時、関係市町村に情報提供します。

第7節 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障がいのある人等に対する虐待の防止 P101

関係機関と連携し、障がいのある人等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

2 意思決定支援の推進 P102

県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努めます。

- ① 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援研修の実施

3 障がいのある人等の芸術文化活動の推進 P103

障がいのある人の芸術文化活動の振興を図ることにより、障がいのある人等の社会参加や障がいのある人等に対する理解を促進していきます。

4 障がいを理由とする差別の解消の推進 P103

県及び市町村においては、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があります。福祉分野の事業者においては、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

5 事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実 P103

障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所においては、利用者の安全確保に向けた取組みを進めることが重要です。さらに、利用者が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

第8節 県の実施する地域生活支援事業

県では、市町村を補完する立場から、県民のニーズを踏まえ、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業や広域的な支援事業等を実施することとしています。

1 専門性の高い相談支援事業 P105

- (1) 発達障がい者支援センター運営事業
- (2) 高次脳機能障がい支援普及事業
- (3) 障がい児等療育支援事業
- (4) 障害者就業・生活支援センター事業

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 P107

- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業
- (3) 失語症向け意思疎通支援者養成研修事業

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 P107

- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- (2) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 P108

5 広域的な支援事業 P108

- (1) 相談支援体制整備事業等
- (2) 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

6 福祉サービス従事者、指導者等育成事業 P110

7 その他の事業 P110

- (1) 生活訓練等事業
- (2) 情報支援等事業
- (3) 障害者ITサポート事業
- (4) 社会参加促進事業

第9節 収入水準向上のための計画 P112

障がい福祉サービスを提供する就労継続支援事業所で働く障がいのある人の収入は低い状況にあり、障がいのある人が地域で自立した生活をするためには、収入水準を向上させる必要があります。

このため、収入水準向上に向けた取組みを行い、障がいのある人が地域で自立して生活できるよう支援していきます。

新 第10節 難聴児の早期発見・早期療育推進のための計画

難聴を早期に発見し、療育及び教育につなげるため、保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関や医療機関等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供できるよう難聴児及びその家族等の支援に取り組みます。

1 基本的な取組 P114

- ① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
- ③ 特別支援学校のセンター的機能の強化

2 地域の実情に応じた取組 P115

- ① 新生児聴覚検査体制の整備
- ② 地域における支援
- ③ 家族等に対する支援
- ④ 学校や障がい児通所支援事業所等関係機関における取組
- ⑤ 切れ目のない支援に向けた取組

第3章 推進体制

第1節 連携協力の確保 P120

県庁内の関係部署での連携、各市町村における計画推進の支援、幅広い関係者による連携・協力のネットワークづくりの推進を行います。

第2節 進捗状況の管理及び評価 P120

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。